

原規規発第 2106171 号  
令和 3 年 6 月 17 日

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

美浜発電所第 3 号機の試験使用承認について

2021年5月25日付け関原発第139号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

原子炉本体

2. 使用期間

自：令和 3 年 6 月 17 日

至：平成 28 年 10 月 26 日付け原規規発第 1610261 号、平成 29 年 6 月 27 日付け原規規発第 1706272 号、平成 30 年 6 月 20 日付け原規規発第 1806202 号、平成 30 年 6 月 27 日付け原規規発第 18062710 号、平成 30 年 11 月 26 日付け原規規発第 1811265 号、平成 31 年 2 月 6 日付け原規規発第 1902067 号、平成 31 年 4 月 26 日付け原規規発第 19042613 号、令和元年 6 月 21 日付け原規規発第 1906219 号、令和元年 7 月 19 日付け原規規発第 1907197 号、令和元年 8 月 26 日付け原規規発第 1908261 号及び令和 2 年 3 月 23 日付け原規規発第 2003231 号をもって認可した改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

### 3. 使用の方法

炉内構造物取替工事の実施及び平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更の実施に伴い、原子炉本体が安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。